

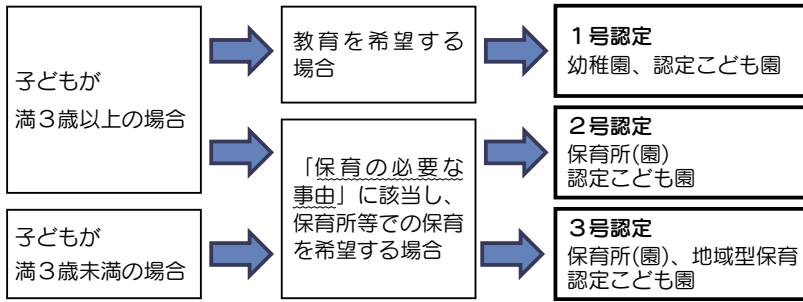
# 幼稚園・保育所等の 入所者募集

## 市の認定

「子ども子育て支援新制度」の平成27年度スタートに伴い、幼稚園・保育所等に入所（園）するときは、市の認定が必要となりました。

## 認定の区分

### 認定の区分



※地域型保育事業…多様な保育ニーズに対応するため、0歳～2歳児までの子どもを少人数預かる事業

市が認定する3つの区分に応じて幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業（※）の利用先が決まります。（左上図参照）

### ■保育の必要な事由

保育所等で保育を希望する場合は、次のいづれかに該当することが必要です。

- 就労 妊娠・出産 保護者の疾病・障がい 同居または長期入院等をしている
  - 親族の介護・看護 災害復旧 求職活動 就学
- 育児休業取得中に、既に保育している子どもがいて継続利用が必要 その他、これらに類する状態として市が認める場合

### ■保育の必要量

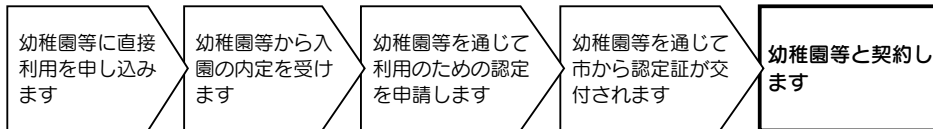
保育の必要な事由で「就労」を理由とした場合の必要量（保育時間）は、次のとおりです。

- ・保育標準時間（最長11時間）
- ／フルタイム就労等を想定

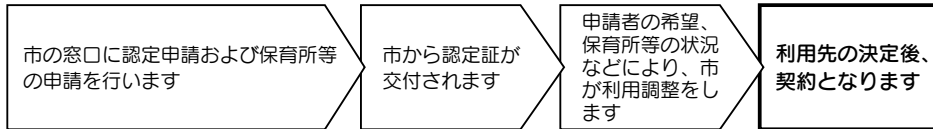
### 利用手続きの流れ

- ・保育短時間（最長8時間）
- ／パートタイム就労等（短い就労時間）を想定
- ※保育短時間利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1か月あたり64時間です。

### ✿幼稚園等を利用する場合【1号認定】



### ✿保育所等を利用する場合【2・3号認定】



### 認定・入所の申込方法

- 受付期間／11月10日（月）～21日（金）（土日を除く）
- 申請書配布・受付場所
- ◆幼稚園等
- 市立・私立ともに利用希望する幼稚園

- ・既に市内の幼稚園等を利用している方は幼稚園等から申請書が配布されます。
- ◆保育所等
- ▽ほしのみや保育園／ほしのみや保育園にお申し込みください。
- ▽その他の市立・私立保育所等／児童福祉課（岩瀬庁舎）・総合窓口課（大和・真壁庁舎）

既に市内の保育所等を利用している方は保育所等から申請書が配布されます。  
※市外の保育所等を利用希望される方も、同様に桜川市への認定手続きが必要です。

### 保育料（利用者負担額）

平成27年度の保育所等の保育料は、平成26年度市民税額に基づき算定しますが、新制度に伴い、市では現在保育料の見直しを行っています。保育料決定については、平成27年4月上旬に通知予定です。

### 市内幼稚園・保育所等施設

- 市立／坂戸幼稚園、やまと幼稚園、まかべ幼稚園、岩瀬保育所、岩瀬東部保育所、岩瀬北部保育所、やまと保育所
- 私立／ほしのみや幼稚園・保育園、真壁保育園、ひなの里幼稚園・保育園

### 問合せ先

- 幼稚園等／坂戸幼稚園（☎029617512149）、やまと幼稚園（☎029615815096）、まかべ幼稚園（☎029615513555）

- 保育所等／児童福祉課
- こども未来グループ（☎029617513156直通、☎58151111・7513111代表）

